

自由党成立後の杉田定一

はじめに

福井県出身の杉田定一は、自由民権運動を語る上で欠かすことのできない政治家である。

杉田定一は明治八（一八七五）年十一月、都市民権派の政論新聞『采風新聞』発刊に参与して民権派ジャーナリストに成長した。新聞紙条例や讒謗律が猛威を振るう中、杉田も翌年三月禁獄六ヶ月の刑を受け鍛冶橋監獄に送られた。この収監中に『采風新聞』が廃刊となり、出獄した杉田は都市民権結社集思社の『中外新聞』に入った。ここで培った鳥居正功・末広重恭・池松豊記などとの人脈は、後に貴

重な政治的資産となる。

飯塚 一 幸

明治一〇年二月西南戦争が勃発すると、杉田は鳥居らと水戸・庄内へ西郷軍に呼応して決起するよう遊説を行うが、志を果せず帰京し、七月高知に入る。高知での杉田の活動は目覚しいものがあり、植木枝盛と愛国社再興で意見が一致、板垣退助とも面会した。この頃杉田以外にも栗原亮一ら多くの都市民権派が高知を訪れた。杉田は彼らと一緒に高知県内の民権派を説得して回り、一年になると愛国社再興へ向けた動きが本格化する。杉田は遊説員となって紀州・加賀・九州に赴き、九月に大阪で愛国社再興大会が開かれると有志として大会に臨んだ。また高知滞在中、福岡

の頭山満・奈良原至・箱田六輔とも知り合った⁽¹⁾。代表的な在地民権結社である福岡の向陽社とのつながりは、杉田を考えるには見逃せない要素である。

大会後杉田は、郷里での民権結社組織を目指し、明治一二年初めに福井に帰った。七月に自郷学舎を設立、九月には自郷社の結成にこぎつけ、一月愛国社第三回大会で自郷社は加盟を承認されるのである。以後杉田は、一三年三月大阪での愛国社第四回大会に出席、愛国社とは別に組織された国会期成同盟創立大会にも参加した⁽³⁾。同年一月東京で開かれた国会期成同盟第二回大会でも杉田は、愛国社系政社を代表する論客として会議を主導している⁽⁴⁾。

このように、杉田定一は、愛国社系政社・在地民権結社・都市民権派のいずれとも関わりがあり、自由民権運動の真ん中にいたと言っても過言ではない。従来、国会期成同盟第二回大会までの杉田定一については、池内啓⁽⁵⁾・澤大洋⁽⁶⁾・森山誠一⁽⁷⁾ら先学の研究により、かなりの程度明らかにされている。しかし、明治一四年一月の『経世新論』筆禍事件後の数年間に関しては、大槻弘の研究があるものの、福井県や北陸地方における自由民権運動の解明に主眼があり、民権運動全体の中に杉田を位置付ける視点が弱い⁽⁸⁾。本

稿では、『杉田定一関係文書目録』⁽⁹⁾が刊行されたことを踏まえ、明治一五年六月に『経世新論』筆禍事件による獄中生活を終えてから一六年五月に北陸自由新聞が廃刊となるまでの、杉田定一の政治行動を跡付けることを課題とする。ところで、自由党中央では、明治一五年九月の板垣退助洋行問題、一月の福島事件を機に変化が生まれる。江村栄一が「広域蜂起派」と呼び、安丸良夫が「決死党」と名付けたグループの形成である。西南戦争後全国化した自由民権運動には、依然として武力による政府への対抗を目標と見せつつあった。しかし、密偵報告に依拠せざるを得ない史料の制約から、「広域蜂起派」の実態解明は進展していない。本稿では、杉田定一に寄せられた情報を検討することで、「広域蜂起派」の動向を可能な限り明らかにすることを第二の課題とする。

一 出獄後の杉田定一

明治一四（一八八二）年一月、杉田定一はその著『経世新論』の筆禍によって拘引された。杉田が『経世新論』を起稿したのは一三年二月、刊行は同年一〇月のことである。

同書で杉田は、まず弱肉強食の論理が支配する世界情勢を指摘し、国家間の「腕力」＝武力行使を肯定するならば、国家内での「腕力」を認める民権家を「過激党」として罵詈誶誘するのは真理に反すると主張する。さらに、米国の独立や「戊辰の革命」といった例を挙げ、「腕力」行使を否定する論者を「軽薄」「卑屈」と批判した。そして、幕末維新期の日本を振り返り、「我に自由を領せん、然らずんば死なん、国に権利を有せん、否らずんば焦土たらん」との立場で欧米列強に対してこなかったと慨嘆して、「アジアの勢力挽回を唱え、日本がその先頭に立って「皇威」を輝かすよう提唱する。

次いで杉田は、完全無欠の政治が存在しない以上、不平不満の党が起ころのは必然であり、不平不満の党は政治の改良を促し、公共の利害得失に着目するものとして、これをひたすら敵視して抑圧を加え排斥しようとする政府の非をならす。そして、欧米諸国が現在文明開化して独立を全うし人民が自由を得ているのは、「鮮血河を為し、積屍山を築」いてきた結果であるとして、「自由は進取すべし」と鼓舞する。最後に杉田は「唱難論」という章を立て、衰えた元気を回復し、国家の開明、人民の自由の基を開拓する

ために「一身を以て、正理の犠牲に供」することを唱道して筆をおいている⁽¹²⁾。

このように、『経世新論』は、典型的な「民権＝国権」型ナショナリズム⁽¹³⁾の発想を基礎に、自由民権運動における実力行使の正当性を論証し、一身を犠牲とする「唱難」の志士の登場を希求する書であった。杉田定一は、一月の国会期成同盟第二回大会を前に、実力行使を肯定する自らの立場を鮮明にしたのである。従来、国会期成同盟第二回大会に臨むに当たり、杉田ら愛国社系の人々が、政府とは関係なく国会開設を目論む私立国会論に立っていたことが明らか⁽¹⁴⁾にされている。これに加えて、私立国会論が実力行使の肯定論に裏付けられている点にも注目すべきだろう⁽¹⁵⁾。また同書は、発禁処分となったものの、一二、三歳のころ地元高知の民権結社嶽洋社に入りしていた明治三年生まれの田岡嶺雲が、仲間たちとともに『経世新論』を筆写して読んだと自伝で記しており、かなり普及したものと推測される⁽¹⁶⁾。

その後明治一四年五月三〇日、杉田定一は金沢裁判所で禁獄六ヶ月の判決を受け、大審院へ上告して争ったが敗れ、九月には刑が確定した。ただし、病のため実際に収監され

たのは同年一二月である。こうして、明治一四年の政変と自由党の結成という政治的転換点において、杉田は政治の表舞台から姿を消した。⁽¹⁷⁾

明治一五年六月三日、集会条例が改正され、政党が支社を置くことや他社と連絡通信することが禁止され、また政党が政治結社とみなされて社則・社員名簿の届出が義務付けられた。集会条例改正への対応を協議した六月二十六日の自由党常議員等の会合では、「解散」・「腕力」・届書の提出の三策が議論され、結局届書の提出と決まった。ところが、三日後に開かれた出京惣代との懇親会で、各地の惣代は今年中に兵を起すことを迫り、板垣退助は三年以後の見込みを主張して一致しなかった。⁽¹⁸⁾ 集会条例改正を機に、党内で武力革命論が公然と主張されるようになったのである。

杉田定一が福井の監獄分署を出獄したのは、集会条例改正直後の六月一八日である。杉田はしばらく家で静養し、監獄生活で弱った身体の回復に努めることになる。この時期、大阪の立憲政党的古沢滋・城山静一等により福井県内への巡回演説が行われており、若狭国から四五名、越前国から一八名と入党者が相次いだ。⁽¹⁹⁾ この間、古沢滋は六月二

三日に敦賀から汽車で帰阪したが、城山静一等は福井から武生などへと回り、七月三日には波寄村の杉田定一郎を訪ね杉田と面会した。城山は、杉田が久しく圀圍の身であったことから容体を案じていたが、それほどでもないことに安心し、獄中での生活で政治的動向に疎くなっていた杉田の希望で、政府の方向・政党の樹立・民心の進歩などについて逐一語ってきかせ、議論を交わした。⁽²⁰⁾

立憲政党は、明治一四年一〇月頃、前身の近畿自由党から発展して成立し、自由党系ではあったが自由党とは別個の独立した政党で通じた。その主張は、一貫して国約憲法論を維持しており、イギリスの立憲君主制をモデルとする穏健な君民共治論の立場であった。その一方で、一院制議會や普通選挙論に傾くなど、急進的な一面も有していた。⁽²¹⁾

前述したように、杉田定一が『経世新論』によって、自由党結成以前から武力革命論者であることを明らかにし、私立国会論に依拠して国約憲法論を批判していたことからすると、同じ民権派でありながらも杉田と立憲政党の間には、主義において埋め難い溝があった筈である。⁽²²⁾ その立憲政党の勢力が福井県内に及ぶ中で、出獄した杉田は同党幹部の城山静一から収監中の政治情報を手に入れたことを手始めに、

同党との深い関係を築いていく。

杉田定一が養生を終えて福井県の政界に復帰するのは、同年九月一日である。この日、杉田・岡部広・安立又三郎⁽²⁴⁾等が発起者となって、政党結成の目的で越前国七郡の自由懇親会を開催して一〇〇名余りが参加、南越自由党を結成した。集会条例改正によって政党支部が禁じられたことに対応するためである。理事には杉田・岡部・吉田順吉の三名、会計に安立又三郎と青木春平を選んだ。⁽²⁵⁾杉田の病氣回復を待って、若越改進黨内の福井新聞系と武生の自由党系勢力との間で調整提携が図られた結果であった。以後杉田は、九月から一〇月にかけて岡部とともに県下各地への遊説を行って南越自由党の育成を図ると同時に、福井県での新聞創刊を目指して精力的に活動を繰り広げていく。しかし、杉田らによる北陸自由新聞発刊の動きが具体化するにつれて、競合することになった福井城下の士族を中心とする福井新聞系の人々は、南越自由党から次第に離れていった。一二月六日には、福井新聞は立憲改進黨の立場を取るとの宣言を行うに至る。こうして、福井県内での民権派内部の党派対立が明確となるにつれて、政党を組織し直す必要が生じ、十一月二八日改めて臨時会を開催して南越

自由党は自由党色を鮮明にし、理事杉田定一など新役員を選出する。⁽²⁶⁾

ところで、北陸自由新聞の創刊に当たって、杉田定一は大阪の立憲政党を頼った。九月二二日、杉田は立憲政党総理中島信行に書簡を送り、①北陸自由新聞に中島信行旧知の沢田弼を招聘したいので懸けあってほしい、②事務取扱編集従事者として立憲政党新聞社の田口謙吉か永田一二を勧められたが、永田にしたいと考えており説得してほしい旨の依頼を行った。⁽²⁷⁾しかし、中島信行の返信は、①沢田弼は一身上の都合で東京を離れることができない、②永田一二は九州地方へ行っており、帰阪後に相談した上で招聘に応じるか返事をする、③他に北陸自由新聞の主記者として適当な人物は見当たらないというもので、⁽²⁸⁾芳しい結果は得られなかった。杉田が招こうとした沢田弼は、慶応義塾出身で、明治一四年九月に大蔵省租税局二等属を辞して神奈川県⁽²⁹⁾の湘南社に招かれ、伊勢原の講学会と称する学習結社の講師を務めていた人物である。当時は東京に戻っていたが、一月には沢田本人から直接断りの手紙があり、招聘は実現しなかった。⁽³⁰⁾

一方、長崎・佐賀・福岡を巡回して一〇月五日頃に大阪

に戻った永田一二は、杉田らの要請を応諾した。永田は、旧中津藩士で慶応義塾を卒業、大阪で『愛国志林』に関わり、明治一四年三月に岡山の民権派新聞『山陽新報』に主筆として招かれた後、一五年二月『日本立憲政党史新聞』の創刊時に入社して社説掛を担当した人物である。結局、一月二四日、永田は元宇和島藩士族の岡田茂馬と滝本駒太郎を引き連れて福井へと向かった。また、永田の『山陽新報』時代、同じく岡山で民権派の啓蒙新聞『稚児新聞』の主幹を務め、小林樟雄らとともに岡山県民権運動の中心的活動家であった高知県土族山本憲も加わった。こうして、社説永田一二、編輯長岡田茂馬、山本憲が雑報を担当、校正担当として元石川新聞記者の高桑与三吉と熊本県人の沢田結來が入り、これに地元から武生の友愛社員松村才吉が加わって編集部が成立した。

二月一〇日、ようやく北陸自由新聞創刊号が発行された。その後も、北陸自由新聞社は、印刷職工について立憲政党新聞社へ人材の紹介を頼み、これに依って沢辺正修が小野栄太郎を推薦している。小野は、長年大阪新報社の職工取締であったが、当時は退社しており、福井新聞の印刷長垣弥太郎の弟でもあった。新聞発刊後も、北陸自由新

聞社は立憲政党史を通じて体制の整備に腐心していたのである。

二 板垣洋行問題と自由党

杉田定一が政治活動に復帰した頃、自由党本部は板垣退助の洋行問題をめぐって大きく揺れていた。明治一五(一八八二)年九月二八日、自由党委員会は、板垣洋行に強く反対した馬場辰猪・大石正巳・末広重恭に対して脱党するよう促すことに決し、馬場を自由党幹事から罷免、後任に谷重喜を選んだ。しかし、この問題で各地から上京した地方委員によって同月三〇日に開かれた相談会では、板垣が処分を寛大にするよう求め、大井憲太郎も賛成したため、議論の末馬場・大石・末広の三名については常議員を免ずるのみに止めることで落着いた。この日大石は辞表を出し、馬場・末広も一〇月二日に辞表を提出している。常議員の補欠には、島本伸道・片岡健吉・林包明が当選した。馬場・末広は自由新聞社から離れ、代わって植木枝盛が一〇月三日正式に入社し、一三日には古沢滋が主幹として加わった。中江兆民も一〇月一二日に酒井雄三郎を伴って出版事業の同志を募集する目的で西国へ出発し自由新聞社を

離れており、同社の中心メンバーは様変わりした。

板垣洋行問題をめぐって、各地より東京に参集した党员・常議員・常備委員は秘密会を開き、農民から車夫、さらには児童に至るまで広く民衆を組織・誘導の対象と定め、「本部専ラ事ヲ起セバ各地各部一時ニ蜂起スベシ」とあるように、実力蜂起を志向する今後の方針を決めた。⁽⁴²⁾江村栄一は、この過程で自由党内に、大井憲太郎・内藤魯一・植木枝盛らを中核として、広範な地域と諸階層を結集した上での「蜂起」を目指す、「広域蜂起派」が形成されていくという。⁽⁴³⁾

一〇月四日に内務大輔土方久元から三条実美太政大臣に提出された密偵報告によれば、会議の場で板垣総代理代理への就任を承諾した島本仲道は、福島県へ壮士十余名を派遣して自由党に敵対する者を「片端カラ暗殺シ奥羽地方ノ帝政党等へ吾党ノ腕力ヲ示」すべきだと述べた。河野広中も今は福島地方の帝政党を「打毀ス」ことが最も肝要であるとし、それができれば帝政党が各地で結成されるような事態は避けられるとの見通しを示し、福島県への壮士巡回を訴えた。さらに、密偵報告は次のように続けている。

又大坂ノ立憲党ヲ自由党へ合併サスルタメ委員ヲ派遣

セシムト、又九州へモ同断派遣セシムヘシ、又早ク石川県へ游説ノ委員数名出シ吾党へ引入ルコトニセン、石川県ヲ固メ置カサレハ若シ愛知ノ方ニテ事ヲ挙クルニモ福島ノ方ニテ挙クルニモ、彼レ反对ナル時ハ応援ニ出掛ルナラン、故ニ早ク吾党ニテ手ヲ廻ハシ団結シ置カンコトヲ望ム

右の史料では、実力行使の先導役として愛知県と福島県が想定されており、極めて興味深い。しかも石川県を自由党に組織できなければ、実力行使の際に自由党と対抗する側の支援に回るとの懸念から、早急に石川県への工作を強化する必要性が議論されている点にも注目しておきたい。直前の九月に石川県の自由党员稲垣示への議場発言弾圧事件が起り、自由党内の危機感が高まっていたことが背景にあるだろう。⁽⁴⁵⁾一方で、直後の一月下旬から福島事件が起きたことを考えると、この報告が政府上層部の状況認識に影響を与えたことも考えられる。いずれにしろ、具体的計画が立案されたわけではないが、板垣洋行問題をきっかけに自由党本部では実力行使をめぐってかなり踏み込んだ議論がなされ、その結果として秘密会での方針決定となったと見てよいだろう。

さて、今後の方針を定めた秘密会の模様を伝える密偵報告には、次の項目もあった。

一 自由党ノ中央集権ヲ図ルニ付、中島信行ヲ東京本部ニ
招戻ノ為メ、本日出発、坂地ニ向テ林包明・杉田定一
ノ二人赴ケリ⁽⁴⁶⁾

土方久元がもたらした密偵報告と重ねると、中島信行の東京招聘策は自由党と立憲政党との合併に向けた布石と見て間違いない。これまで、杉田定一は明治一五年の秋から冬にかけて、南越自由党の創立や北陸自由新聞の創刊という要務に忙殺されていたと考え、全国的運動との関わりはあまり検討の対象としてこなかった⁽⁴⁷⁾。しかし、杉田は一〇月一日、「大坂ヲ経、東京迄記者雇入レ方、各政党ト交際、又ハ通信等ノ事ニ付」福井を⁽⁴⁸⁾出立、一二日に大阪に出て、同日中の島自由亭で催された立憲政党主催の懇親会に出席、三日ほど大阪に滞在した後、東京へと向かっている⁽⁴⁹⁾。同月二二日には、外遊する板垣退助・後藤象二郎の送別会を自由党が開いたが、その場にも杉田は姿を見せ、宴会の後で大井・植木・小林樟雄・河野広中等十数人とともに吉原に赴いている⁽⁵⁰⁾。つまり、板垣洋行問題で集まった地方総代の秘密会が終わった後に杉田定一は東京に到着し、板垣・後

藤の送別会に出て、「広域蜂起派」と目された人々と行動をともにしているのである。

この間の杉田定一の動静について、明治一五年一月二日付の『自由党本部報道書』は次のように記している。

○北陸地方へ加藤平四郎子ヲ派出ス、金沢地方ニテハ同志稲垣示・沢田平策子等非常ノ奮発折柄、稲垣氏ニ係ル夫ノ県会議場ノ紛議アリテ以来、我党ノ人ハ最ト慷慨ノ念慮ヲ喚起シ、此機会ニ際シテ大ニ計画スル所アラントス、即チ当方ヨリハ懇切ナル書翰ヲ送ツテ同子ヲ鼓舞シ、加之加藤子ヲ派遣シテ議ル所アランコトヲ要メタリ、殊ニ南越ノ志士杉田定一氏ハ積年該地方ニアツテ壮士ヲ陶成シ、先般出獄ノ後ハ尚ホ倍々奮起シテ大ニ為ス処アラントシ、過般諸事打合ノ為メ出京セルヲ以テ、我人ハ日夜相会シテ後事ヲ談シ事了リタルヲ以テ、急ギ明⁽⁵¹⁾ 発途、四日市ニ上陸シ参尾同志ト会合シ、直ニ帰県シテ北陸連合ノ大計ヲ為サントス、即チ前述加藤子ハ該地ニ出会ヒ相ヒ談ジテ計画スル所アルベシ⁽⁵²⁾

右の史料からは、杉田と自由党幹事林包明が大阪に寄り中島信行担ぎ出しを行ったのか判断としない。ただ、中島を

板垣不在中の東京に招くという大事を、秘密を重んじて敢えて本部報道書に掲載しなかったとも考えられるが、事の実否は保留せざるを得ない。⁽⁵²⁾ また、先の密偵報告から推すと、加藤平四郎の派遣と杉田の帰郷による「北陸連合ノ大計」は、石川県への自由党勢力の扶植を目論む方策の具体化でもあったと見られる。

史料からは、杉田が一月三日に東京を発つたと受け取れるが、これも政府の目を欺くカムフラージュであった。

杉田と林包明はすでに一〇月中には東京を出ており、一月二日か三日には四日市から汽船に投じて三河国碧海郡上重原村の内藤魯一の許へと向かっていたのである。内藤は杉田・林よりも早く帰郷しており、その後の東京の模様について杉田・林より詳しく聞き取り打合せを行ったものと推察される。⁽⁵³⁾ この路程で杉田は尾張の庄林一正にも会談した。杉田は、庄林が中心となって急激に農民の組織化に成功しつつあった愛国交親社に強い関心を抱き、同社社則の提供を依頼した。⁽⁵⁴⁾ 明治一五年七月、愛国交親社は指導組織の改編を行い、郡ごとに幹事長・副幹事長各一名の他、書記・出納係・剣術取締・機械係などを任命し、その下部組織として社員五〇名ごとに「組」を編成して幹事・同補助

を置き、さらにその下部に末端組織として社員一〇名ごとに「伍」を編成して伍長を任命した。⁽⁵⁵⁾ 庄林は、恐らくこの際の改正社則を、杉田の依頼に依じて一月二七日付の書簡に同封して送っている。⁽⁵⁶⁾ 残念ながら杉田定一関係文書中には社則は見当たらないが、同年九月の「愛国交親社行列之図」が残されている。⁽⁵⁷⁾ 杉田は、南越自由党の発展を策すに当たり、愛国交親社の経験を何らかの形で生かそうと考えたのではないか。また、杉田と内藤魯一・庄林一正との接触は、板垣洋行問題後の自由党の会議において話題となった、愛知県での実力行使と関連性があるのかも知れない。

三河・尾張の巡回を終えると、杉田は林包明と別れ、一月一〇日前後に福井に戻った。多分杉田の帰郷を待ってであろうが、一月一五日に北陸自由新聞創立準備会が開催された。⁽⁵⁸⁾ 同日付の杉田宛書簡で武生友愛社員長谷川豊吉は、板垣退助より杉田に向け、東京に出て自由党本部で党務に尽力してほしい旨の依頼があったようだが、今は出京する時ではない、新聞創刊と政党結成という重要な時期であり、一寸でも南越を離れるべきではないと信ずると、率直に杉田の東京行を批判した。⁽⁵⁹⁾ 地域での自由党の組織と維

持に中心的役割を果していた同志たちは、自由党幹部としての立場を優先する杉田定一の行動を、責任の放棄と受け止めていたのである。

三 自由党「広域蜂起派」と杉田定一

明治一五（一八八二）年一月二八日、会津の自由黨員宇田成一・三浦文治が警察に拘引されたのを皮切りに、一月一日河野広中が逮捕されるなど福島事件が起きた。⁶⁰一月二二日、主として自由党系の請願活動を規制するため請願規則が布告され、同月二八日には府県会議員の連合集会と往復通信が禁止されるなど、政府による自由民権運動への弾圧は一段と厳しさを増した。⁶¹こうした中、同年一月一九日付の『日本立憲政党新聞』広告欄に、次のような広告が載った。

函西自由大懇親会

吾党同志ノ士明治十六年一月七日ヲトシ愛知県名古屋ニ於テ大懇親会ヲ催シ、吾党同志ノ信義ヲ堅ウシ且將來ノ事業ニ就キ大ニ協議スル所アラントス、吾党ノ士ニシテ本会ニ列セントスル者ハ本月廿八日迄ニ名古屋本町二丁目石版舎へ宛御申込有之度候也

但シ会費金五十銭

本会幹事⁶²

同年一月二二日付杉田定一宛森脇直樹書簡によれば、同会の発端は、森脇が先に大和に行く途中で名古屋において内藤魯一などと会し、来年一月を期して、杉田・池松豊記・小林樟雄・河野広中・井手正光等の諸氏と「志士閑話会」を催したいと相談したことにあり、内藤魯一の報道では、この函西自由大懇親会はこの精神から出ているという。⁶³つまり、河野広中が福島事件で逮捕される以前の時点で、自由党「広域蜂起派」の相談会としての性格を併せ持つ集会として想定されていたのであり、そうした点から杉田へも強く参加が促されたわけである。

森脇は、書簡発出後に内藤魯一の許に向かい一月四日まで滞在している。結局函西自由大懇親会には出ず大阪へ戻り、二月一日高知に帰郷した。密偵報告によれば、高知に帰った森脇は、立志社副社長島地正存らと謀り、「種々ノ方略ヲ以テ県下過激ノ黨員ヲ各地ニ出シ、以テ漸次東京ニ会セシメ、各地出京ノ黨員ト共ニ謀リ或ハ各地ニ出沒セシメ事ヲ県外ニ生セシメ、一事变故アル毎ニ党衆ニ激昂ノ氣焰ヲ来シ、屢々禍害ヲ醸生シ益々国事多端ノ煩ヲ来シ、政

府ヲシテ国事ノ至繁ニ耐ヘサラシメント」の構想の下に、
実力行使へ向け煽動していたらしい。⁽⁶⁴⁾

森脇書簡は福島事件に対する自由党の対応についても触れており、①宮城で有志会を開催する予定であり、追々自由党本部から話がいく筈である、②そこで宮城に行く支度をして名古屋集會に参加した上で、名古屋に参會した地方諸君を誘引して東京に出てきてほしいと杉田に依頼している。⁽⁶⁵⁾ただ、同月二一日付で自由党幹事宮部襄から松村才吉に、①福島事件について奥羽七州の自由黨員が仙台に参集し協議の上、自由党の臨時大会を開き全党の委員を招集してほしいと寧靜館に請求してきた、②そこで寧靜館で評議を遂げたところ、各地の黨員も続々東京に來集してきているので、有志の徒による協議を行えば別に臨時大会を開くこともないとの評決となった、③意見がある方は仙台へ至急集まって相談してほしいとの通知があった。⁽⁶⁶⁾福島事件に關しては、大阪に滞在中であつた森脇の情報は不正確であつたが、森脇が杉田らを東京に集めようとしていること、自由党本部関係者も何とか理由をつけて杉田を東京に呼び寄せようとしている様子が読み取れる。

實際、明治一六年一月一五日付の杉田宛書簡で宮部襄は、

「福島県黨員の慘状、林包明の奇禍、奥宮健之・照山俊三の過失について述べ、さらに宮部は胸膜炎、谷重喜は胃腸カタル、森脇は大阪に滞在中という窮状を訴えて、杉田の上京を切に促している。⁽⁶⁷⁾この内、林包明は、明治一五年八月一五日に群馬・長野方面への遊説中、前橋本町の酒樓において臨検した巡査に対する官吏抗拒事件を起こしていた。⁽⁶⁸⁾

三河・尾張を巡回した後、杉田と別れ大阪に滞在中であつた林は、一月三〇日に大阪を發つて東京に戻つたが、その直後に警視庁巡査によつて拘引されたのである。⁽⁷⁰⁾奥宮と照山は、一月二八日、吉原行の帰途、浅草千束村において巡査が止めるのも聞かずに放吟し、捕まりそうになつたため抵抗、一二月二七日官吏抗拒の罪で有罪となつていた。⁽⁷¹⁾

さて、内藤魯一・渋谷良平・庄林一正が幹事となつて開催された函西自由大懇親會は、まず一月六日に名古屋の東橋町橋座で政談演說會を催し、一〇〇〇人余りの聴衆を前に、自由党常議員を解任された馬場辰猪をはじめ、内藤魯一・太田松次郎・山脇健之助の四名が演說を行った。次いで七日にも同所で政談演說會が行われ、立憲政党から参加した河津祐之・城山静一・甲田良造に加え、中野二郎三郎・重富柳太郎が演說をした。聴衆は一三〇〇人余りと報

じられている。同夜門前町大光院での大懇親会には、愛知県以西の一五ヶ国から二六〇名余の有志が集い、馬場・河津・城山の他、九州改進黨の前田下学や武生友愛社員松村才吉などの演説があった。⁽⁷²⁾高知からは立志社社長山田平左衛門が出席した。獄中にあつた河野はともかくとして、杉田をはじめ、森脇・池松・小林・井手等はいずれも出席しておらず、当初構想された「広域蜂起派」の相談会とは異なつた形の集会となつた。⁽⁷³⁾

明治一六年一月、杉田定一は北陸自由新聞の基盤固めのために奔走中であつた。一月八日夜に福井で政談演説会を開催した翌日、北陸自由新聞の発起人総会が開かれ、資金難に陥つていた新聞維持のためにいくつかの緊急措置が取られた。とりわけ、進捗が思わしくなかつた株金の納入について、最終期限を三月三日と定めた。⁽⁷⁵⁾なかでも武生では熱心に取り組まれ、豪商内田謙太郎と酒屋会議で活躍した安立又三郎が中心となつて懸命に金策に当たつていゝ。⁽⁷⁶⁾その最中の二月一日、北陸自由新聞は発行停止処分を受け、二月二日に解停となるまで刊行できなくなり、甚大な打撃を蒙つた。恐らく、一月二八日付の寄書「経世ノ道講セサル可ラス」において、政府の自由民権運動弾圧の諸施策

が国会開設の準備に相反すると批判し、こうした措置が「暗殺」や「弾丸矢石」に反乱につながると述べたことを咎められたと見られる。

一方で杉田は、南越自由党の組織強化のために「ガンペッタ追悼会」を企画している。ガンペッタはフランスにおける共和派の大立者で、明治一五年一二月に死亡した人物である。『自由新聞』では明治一六年一月五日付の外報欄においてガンペッタの死去と履歴について報道しており、また『日本立憲政黨新聞』も一月七日付・九日付で同様に彼の死去と経歴を報じた後、一月一〇日付社説として「ガンペッタ君死去」を掲載している。⁽⁷⁹⁾ガンペッタに対する民権派の関心はかなり高いものがあつたことから、杉田や永田一二らの発意で「ガンペッタ追悼会」を二月一日に武生で営もうとしたのである。武生友愛社の長谷川豊吉は、「名ハガンペッタ追悼会ナレドモ、実ハ真個有志ノ懇談共ナラント思考仕候」と賛意を示している。⁽⁸⁰⁾しかし、二月一日に北陸自由新聞が発行停止処分を受けたことや、武生における鷗盟社と友愛社との微妙な関係などから、追悼会はずれ込んだ。結局三月三日、ガンペッタとルイ・ブラン兩名の追悼会として武生で挙行され、杉田や永田一二の他に、

北陸七州有志大懇親会出席のために来遊した大分県中津の上田長次郎、立憲政党的新井毫、高知の青木茂樹・弘瀬重正・安芸喜代香も臨席した。⁽⁸²⁾ 追悼会は、当時各地で催され多数の民衆を動員していた「民権葬儀⁽⁸³⁾」とは異なり、会場内外の飾り物から祭壇の供物に至るまで神式を用い、参加者六〇名余りの前で祭主が跪いて祭文を読むというもので、同志の紐帯をより強固にするための儀式といった性格が強かった。⁽⁸⁴⁾

この時期、杉田が関わっていた政治運動としては、北陸七州有志大懇親会の開催準備も見逃せない。これまでの研究では、北陸七州有志大懇親会の発端は、石川県会でのいわゆる千坂高雅県令侮辱事件で保釈中であった稲垣示が郷里にいたのを、杉田定一・土屋久左衛門が慰問に訪れた際、たまたま盈進社員横地永太郎も私立変則中学創立の件で稲垣邸におり同席したことから、明年を期して開催する内議が整ったことにあるとされてきた。⁽⁸⁵⁾ しかし、前引の明治一五年一月一日二日付の「自由党本部報道書」には、①自由党常備員加藤平四郎を金沢へ派出すること、②自由党本部での打合せを終えた杉田定一が帰県後に「北陸連合ノ大計ヲ為サントス」る予定であること、③加藤平四郎と杉田定一

が北陸で出会い相談の上今後の計画をなすことが記されている。⁽⁸⁶⁾ 改正集会条例の下、府県を超えたブロックごとの広域的連携強化という自由党本部の方針に基づいて、杉田定一らが先導して北陸七州有志大懇親会が構想されたと見た方がよいだろう。

具体的な動きは、これまでの指摘通り、明治一五年一月一五日に土屋久左衛門が福井県会議員の有志一五名の総代に選ばれ、その後稲垣示拘引事件の実情視察と見舞いのために金沢に赴いた⁽⁸⁷⁾ことに始まる。一二月二〇日前後には、懇親会の時期や場所も定まったらしい。⁽⁸⁸⁾

こうして、一二月に本格化した北陸七州有志大懇親会の準備過程については、すでに大槻弘・森山誠一の研究があるので、⁽⁸⁹⁾詳細はそれらに譲る。ここで注目したいのは、北陸以外の同志に対する有志大懇親会の通知についてである。表に、明治一六年一月一三日に杉田が案内状を送った人名のリストを掲げた。会場となる高岡の北立自由党幹部の沢田平策は、「全国各団結へ照会スル義ニ付、九州改進黨ノ如キハ知人無之、貴君御承知ナラハ精々御通報相願度⁽⁹⁰⁾」と、杉田に依頼しているが、実際に杉田から案内状を送付したのは九州に限らず広範囲にわたっている。大槻弘も指摘し

表 杉田定一から北陸外への北陸七州有志大懇親会案内状送付先一覧

送付先	人名	送付先	人名
北海道札幌 岩手県盛岡 宮城県仙台 山形県鶴岡	本多 新 鈴木舎定 大立目謙吾 春山安勸 林源太兵衛	滋賀県彦根 大阪立憲政党内閣新聞社	藤 公治 河津祐之 草間時福 小島忠里 山脇鏡郎
東京自由党本部	島本仲道 馬場辰猪 末廣重恭 谷 重喜	兵庫県淡路 兵庫県姫路 岡山県岡山 岡山県真島郡 島根県松江	青木茂七郎 小林樟雄 加藤平四郎 園山 勇
茨城県行方郡 茨城県水戸	磯山清兵衛 野口勝一 大津淳一郎	徳島県美馬郡 高知県高知 愛媛県松山	前田兵次 片岡健吉 野間友徳
群馬県前橋 埼玉県北埼玉郡 愛知県名古屋	斎藤壬生雄 保宗良輔 渋谷良平 村松愛蔵 庄林一正	福岡県福岡 佐賀県佐賀 熊本県熊本 熊本県九州改進黨 事務所	箱田六輔 武富時敏 池松豊記 山田武甫 嘉悦氏房
愛知県碧海郡 愛知県幡豆郡 岐阜県岐阜	内藤魯一 太田松次郎 岩田徳義	鹿児島県鹿児島 鹿児島県薩摩郡	和泉和彦 柏田盛文

注：「文書」14-14、「北陸聯合大親睦会日誌」により作成。

ているように、杉田定一宛に出欠の返事をしてきた人々も、杉田から案内を出した可能性が高い。⁽⁹¹⁾ これまでに培ってきた杉田の人脈を頼って、各地の指導者クラスの招聘が図られていったのである。また、表によると、北陸七州有志大懇親会の発起人たちは、東京から板垣洋行問題で板垣を支

いて検討を加えたい。最初に、二月五日付の内藤魯一書簡⁽⁹⁴⁾を検討する。同書簡では、①内藤魯一が自由党本部に出て党務に従事することが決まっております、上京の予定であること、②二月下旬か三月上旬には高知から立志社副社長の島地正存が来訪する予

持した島本仲道・谷重喜と、板垣を批判して自由党常議員を解任された馬場辰猪・末広重恭の二名ずつを招請したことが判明する。板垣洋行問題に対する北陸の民権派の複雑な意識を読み取ることが出来るだろう。

明治一六年初頭、杉田定一は自由党本部からの執拗な誘いをひとまずは退けつつ、福井及び北陸での地道な組織活動に専念していたのである。

四 北陸七州有志大懇親会前後

明治一六年一月末になると、一月二八日付で玄洋社の箱田六輔⁽⁹²⁾、翌日付で佐賀の武富時敏⁽⁹³⁾など、各地から北陸七州有志大懇親会への出欠の返事が郵送されてくるようになる。本章では、これらの返信を中心にして、当時の民権派内部の状況につ

定であること、③昨年一〇月中の申合せで、三月上旬には

三河の自由黨員が岡崎に会する手筈になつてゐることを理由に、北陸七州有志大懇親会への欠席を報じている。その上で内藤は、庄林一正と村松愛蔵に有志大懇親会へ出席するよう勧める積もりであると記している。高知において実力行使を志向した活動を主導していた立志社副社長島地正存が、「広域蜂起派」の中心人物の一人と目される内藤を訪問する予定としてゐるのは見逃せない。島地正存は二月二十七日、九州地方遊説を理由に高知を發していた。⁽⁹⁷⁾だが密偵報告によれば、三月には東京に至り拳兵論で煽動し、一八〇〇人も土佐人を各地に派遣する旨、群馬などの自由黨員に告げたという。⁽⁹⁸⁾島地が内藤の許を訪れたとすれば、二人の間で実力行使へ向けたすりあわせがあつたとしてもおかしくはない。先の杉田宛内藤書簡のやや長い追伸でも、以下のように述べている。

追白、天下ノ事ハ只タニ表面上ノミノ働ニテハ遂ニ目的ヲ達ス可カラサル事ハ歴史ノ裁判ニ於テ明カナリ、故ニ以来ハ別テ御注意神出鬼没兎角〇〇ノ意外ニ出テ秘密ニ御計画アレ、嗚呼御互ノ任モ亦大ナルカナ、未タ意ヲ尽サス、否ナ尽サ、ルニアラス、尽ス事能ハサ

レハ也

公然活動の背後での計画について触れた内容で、「広域蜂起派」としての決意を披瀝してゐて興味深い。

次に、明治一六年二月八日付の池松豊記書簡を取り上げる。北陸七州有志大懇親会へは、池松本人は出席できないが、熊本相愛社からは社中の「民主論者之鏘々タル者ニテ活潑有為可属望壯士」である原田十衛と武藤修一⁽¹⁰⁰⁾を送るという返答である。これまでの研究では、同年一月一日、相愛社は解社し、その翌日に池松などが発起人となり二〇名ほどを集めて勸善社を結成、この場には県官の島義之・徳久恒範も出席している上に、「結合要領」や「主旨書」の内容から従来の相愛社の主張・活動からすると転向であると評されてきた。⁽¹⁰¹⁾しかし、他方で『自由新聞』は相愛社解散について、「紫溟新報の如きは時を得顔に民権党も既に節を折りて官権党に降りし様公布したれど、爾来民権党は万事万般秘密に断行し専ら志士の結合に熱心して、其實力は昔日より十倍せり」と報じている。⁽¹⁰²⁾この池松書簡では、依然として「相愛社」名を使用しているのに加え、原田十衛などを「民主論者」＝共和論者として肯定的に紹介しており、相愛社の解社はいわゆる偽装解散ではなかつたかと

いう疑問を抱かせる。

この点に関連して、明治一六年二月一七日付の鎌原幸二書簡⁽¹⁰⁵⁾を紹介しておきたい。鎌原幸二は、楳東正彦・鈴木方らと並び、一五年一〇月二日に姫路で結成された「播磨協同義会」の発起人の一人である。同年一二月初めには、学術演説会で「聾者ノ待遇」なる演説を行い、太政大臣以下の職務について触れ侮辱したとして罪に問われ、二五日の重禁固、罰金四円の判決を言い渡されている⁽¹⁰⁶⁾。一六年一月二三日には武生友愛社に泊り、杉田定一とも面会するなど、福井県内を巡回して後、入獄に備えて二月一二日から大阪にいた。

鎌原は第一に、北陸七州有志大懇親会へ向けた方針として、①北陸・九州・奥羽が一緒になって県会の場を利用して県治上から攻めていくこと、②新聞の維持は不足金の取立てや小株の募集程度では覚束なく、また北陸地方で新聞を沢山作っても益がないので、北陸自由新聞社を福井で私にするのではなく北陸全体に持ち出すこと、③金沢に説いて金沢で創刊を計画中の北陸自由日報を起すための醸金をもって学校設立に振り向けること、④農家銀行の成否は疑問なので無尽蔵を作ることを提案し、有志大懇親会で議

論するよう勧めている。「農家銀行」とあるのは、当時越前国各郡で株主募集委員を定め設立準備が進みつつあった「酒屋銀行」のことではないかと推察される。この「酒屋銀行」は大阪の北浜一丁目七番地に創立事務所を置き、安立又三郎と内田伊三郎が駐在しており、同年三月一〇日には設立願書を提出している⁽¹⁰⁷⁾。従って、杉田らは鎌原の構想には乗らず、予定通り銀行の設立へと向かったことになる。これに対し、②の北陸自由新聞を北陸全体の新聞とする提案は、鎌原の言を容れたのかは不明だが、その線で具体化していく。

鎌原は第二に、現今の政治状況を分析して、暗に自由・改進黨の非難合戦を批判した上で、「唱難論モ無暗二ハ行ケマシ、大義明^(マ)文モ一ニハ利害上ヲモ考エサル可ラス」と述べ、杉田定一が『経世新論』で唱えた「唱難論」⁽¹⁰⁸⁾と武力行使論の困難性を指摘した。そして、当面の行動方針として、①「京坂ノ文具政党」⁽¹⁰⁹⁾に立憲政党は役に立たないので見切りをつけ、九州・奥羽と連合すること、②狡智に長けた伊藤博文が帰国するまでに事を運ぶことを提起した。さらに、③「池松共カ切りニイラダツトモ君決シテ動ク勿レ、彼等ハ君ヲ以テ餌トナサントスルモノナリ、是英雄ノ

本色ニ而矣馬鹿唱難ハ天下ノ笑物ニ御座候」とし、池松豊記等の計画は杉田を利用しようとするもので乗ってはならないと警告した。

①の背景としては、「文具政党」との表現から、立憲政党が都市民権派を中心としており、議論のみで行動の伴わない組織であるとの批判が読み取れる。また、鎌原が言うように、当時立憲政党が金策に行き詰まり、解党の危機を迎えていたこともあっただろう。他方で、「九州ノ会議」には是非杉田自らが赴くようにと記し、三月に鹿児島で開催されることになっていた九州改進黨大会への参加を促している。次に、③に関しては、池松豊記に触れた後で、「僕ハ死ヌノハ大嫌ニ御座候」などと命を懸けた武装蜂起に対する恐怖と警戒の念を率直に表明し、杉田に軽率な行動を取らないよう戒めており、池松等が武力を用いた何らかの行動を企図し、杉田へも具体的な誘いがあったものと推測される。北陸自由新聞社には、池松とつながりのある熊本県人沢田鮎来があり、杉田とは親しい間柄であったこと⁽¹⁰⁾から、池松と杉田をつなぐ存在として気になるが、それ以上は不明である。いずれにしても、熊本相愛社の解散は偽装であった疑いが濃厚である。加えて、鎌原が提携の相手と考えて

いたのは、相愛社ではなく九州改進黨であったと見てよいだろう。

なお、北陸七州有志大懇親会に向けた新潟県の政情を報じた明治一六年二月一四日付の八木原繁祉書簡も、有志大懇親会への「他地方人之来会アラハ吾北越地方へ大ニ感動ヲ与フ可ク、中就九州ニテ名望且有為ノ士ノ来会有之度モノ也、九州ト相結フハ吾党将来ノ活動上ニ於テ其益少ナカラス」と、九州の民権家の出席に対する期待を表し、厚い人脈を有する杉田に九州の著名な幹部の招聘に尽力するよう求めている。九州の民権派との連携に対する願望が、北陸や近畿地方にかなり広まっていたらしい。

次に、自由党本部からの出席者については、明治一六年三月九日になって前田兵次と宮部襄の連名で、島本仲道・馬場辰猪・末広重恭の三氏ともに直接面会して頼んでみたが、三月三日になっていずれも断ってきたので、代わりに幹事から一名派遣を検討してみたものの、現況では党務から離れられないので参加を断らざるを得ないなどと伝えてきた。また、四月の自由党定期大会には福井から複数名の参加を希望することと、できるだけ早い杉田の出京を待っていることも記されていた。⁽¹¹⁾

これ以外にも、立憲政党中央中島信行からは、解党を決議することになる明治一六年三月一五日の立憲政党中央総会を理由に欠席通知があった。⁽¹⁵⁾津山の加藤平四郎からは津山政談社事件の裁判⁽¹⁶⁾、岡山の小林樟雄からは、一月一六日に岡山で行われた政談演説会で演説者以外の自由黨員全員が逮捕された弾圧事件への対処⁽¹⁷⁾を挙げ、断り状が届いている。この結果、北陸七州有志大懇親会に北陸以外から参加したのは、名古屋の庄林一正、三河国の村松愛蔵、高知の青木茂樹・弘瀬重正・安喜清香、豊前国の上田長次郎、立憲政党中央の新井毫、美濃国の宇野真男、熊本の石原季熊・原田十衛、姫路の安井弥生三、それに永田一二（ただし北陸自由新聞主筆）に止まった。⁽¹⁸⁾

明治一六年三月一〇日・一一日の両日、高岡で北陸七州有志大懇親会が開かれ、杉田定一も参加した。同会については、すでに森山誠一の行き届いた研究があり、⁽¹⁹⁾それに譲る。以下では、大懇親会後の杉田定一の動静について、簡単に触れておきたい。

三月一二日に開催された政談演説会において、武生友愛社員長谷川豊吉が官吏侮辱罪に問われ警察に拘引された。さらに、三月二〇日には高田事件が発生し、北陸の自由民

権運動への弾圧が一気に強まった。長谷川の世話には、当初は代言人の京都府士族小林一生が、三月下旬からは武生友愛社員松村才吉が当たったが、四月中旬に軽禁固二八日罰金四円九〇銭に処せられた。⁽¹⁷⁾杉田も、側面からの支援に当たらざるを得なくなる。

北陸自由新聞の経営問題も杉田を悩ました。北陸七州有志大懇親会で、北陸自由新聞を新潟の北辰自由新聞、金沢で発刊準備が進んでいた北陸自由日報と統合して金沢へ移し、北陸自由共同新聞を刊行することとなった。⁽¹⁸⁾ところが、四月一六日の新聞紙条例改正により、高額の発行保証金制度が新設されたことに加え、四月二四日から三週間の発行停止処分を受け、北陸自由新聞は決定的な打撃を蒙った。

四月二七日の常議員会では、北陸自由新聞と北陸自由日報の統合方針に基づき、北陸自由新聞の負債の整理を進めること、休刊の広告および北陸連合の趣意書を解停後に公表することなどを決議した。⁽¹⁹⁾発行停止中の五月には、永田一二や山本憲が退社し、解停後の五月一六日に新聞休刊の社告を出して北陸自由新聞は廃刊となった。⁽²⁰⁾これにより、南越自由党も事実上解党に追い込まれた。杉田が明治一五年九月の政界復帰から取り組んできた北陸自由新聞の刊行と

南越自由党の育成は、杉田を支えていた地主層の民権運動からの離脱を背景に、一六年五月には行き詰まった。加えて、父仙十郎と妻都賀の病も重なった。明治一六年四月には東京で自由党定期大会が開かれたが、杉田を取り巻く状況は大会への出席を許さなかった。杉田は自ら奮い立たせるように、詩集『窮愁一適』の出版¹²⁾と、以前から関心を寄せていた東アジア論をまとめるべく、『興亜策』の執筆に取り掛かるのである。

おわりに

本稿では、明治一五年六月に出獄して以後の杉田定一を通して、一五年後半から一六年前半における自由党内の動向について考察を加えた。移動への厳しい監視や手紙の開封、ブロックごとに開催される懇親会や党大会の競合、各地で深刻化する弾圧への対応などで、互いに連絡や相談を行うこともままならない状況の中、杉田の許に集まってきた情報を通してみても、「広域蜂起派」の動きはなお茫茫としてはつきりしない。ただ、「広域蜂起派」といつても明確な蜂起計画があったわけではない以上、その実態が曖昧さを免れないのは当然である。従って、「広域蜂起派」

の分析は、とりあえず同派と目された人物や政党・政社の実像とその相互関係の解明を積み重ねるしかない。本稿もそうした作業の一つである。

その結果本稿では、①杉田定一がほぼ一貫して「唱難論」＝実力行使肯定論を保持しており、国会期成同盟第二回大会の際に主張した私立国会論もこうした考えと結び付いていた、②杉田が出獄後の政治活動再開に当たり大阪の立憲政党と濃密な関係を有していた、③板垣洋行問題時の自由党の会議で、実力行使をめぐってかなり具体的な議論が交わされ、その上で新たな方針を決めたと推測される、

④杉田は板垣洋行問題時の秘密会直後に上京し、いわゆる「広域蜂起派」に組み込まれ、中島信行の東京招聘と石川県への組織拡大という、当時特に重要視された二つの任務を負ったと見られる、⑤杉田は、実力行使の策源地にも想定されていた愛知県の民権家内藤魯一や庄林一正等とも密接な関係にあり、組織を急拡大していた愛国交親社に強い関心を抱いていた、⑥一六年一月の名古屋における函西自由大懇親会は、当初「広域蜂起派」の情報交換の場として構想されていた、⑦一六年一月もしくは二月ころ、池松豊記による何らかの実力行使計画があったと推定される、ま

た熊本相愛社の解散が偽装解散である可能性がある、⑧北陸や近畿の自由党系政社の中に立憲政党への冷めた評価と九州派との連携への期待感が形成されていた、⑨そうした中であつて杉田定一が立憲政党との関係を維持し続けたことなどを明らかにした。

明治一六年四月二三日、自由党定期大会が開かれた。⁽¹²⁾大会後の四月二七日、「広域蜂起派」と目される池松豊記・原田十衛・西山志澄・北田正董・宮部襄・斎藤壬生雄・加藤平四郎・前田兵治・内藤魯一・村松愛蔵・鈴木舍定・新井章吾・大河原毎太郎等が芝金杉浜町の某楼に集まつた。この席で内藤魯一は、「素ヨリ最初ノ約束ハ革命ヲ□セシコトナレバ今日悠々不断ノ時ニアラサルヘシ、併シ主トシテ議論ヲ好ムニ非ス、願クハ早く約束通り挙行シタシ」と述べ、「広域蜂起」への焦燥感をあからさまにした。また内藤は、九州改進黨との合併が進まないのは、命を懸けて事に当たつたことのない自由党の側に責任があるとし、池松豊記から九州各地の事情を詳しく聞き取つている。⁽¹³⁾しかし、板垣洋行問題の際に、「広域蜂起」の口火を切ると考えられていた愛知県と福島県の内、福島県の自由党は福島事件により甚大な打撃を蒙つており、事態は一段と厳しさを

増していた。結局、「広域蜂起」への焦燥感は定期大会で道筋がつけられた改進黨攻撃へと向かい、「広域蜂起派」は実力行使への糸口が見出せないまま、板垣退助の帰国を待つことになるのである。

(依頼原稿)

- (1) 都市民権派から愛国社再興に至る時期の杉田定一に關しては、澤大洋『都市民権派の形成』(吉川弘文館、平成一〇年)第三章参照。
- (2) 杉田定一と向陽社・筑前共愛会とのつながりについては、石瀧豊美『増補版玄洋社発掘—もうひとつの自由民権—』(西日本新聞社、平成九年)三〇—四二頁参照。また、福井県文書館蔵坪田仁兵衛家文書三〇として、「筑前共愛公衆会第式会議按之緒論」がある。
- (3) 大槻弘「民権政社の展開過程と国会開設請願運動」(同『越前自由民権運動の研究』、法律文化社、昭和五五年)。
- (4) 坂野潤治『愛国社路線の再評価』(『社会科学学研究所』第三九卷四号、昭和六二年)、拙稿「国会期成同盟第二回大会の再検討」(『九州史学』第一四三号、平成一七年)。
- (5) 池内啓「杉田定一の詩文集草稿」(『福井大学文学芸学部紀要第三部社会科学』第一一号、昭和三七年)、同「近代日本における民権論・国権論—杉田定一の場合—」(『福井大学教育学部紀要第三部社会科学』第一三三号、昭和三

九年)、同「杉田定一研究ノート―血痕集とその前史―」(『福井大学教育学部紀要第Ⅲ部社会科学』第一八号、昭和四三年)。

(6) 澤大洋前掲書。

(7) 森山誠一「北陸七州有志大懇親会高岡集会とその前後―北陸の自由民権百年によせて―」(『歴史評論』第四〇二号、昭和五八年)。

(8) 大槻弘前掲書。池内啓『福井置県その前後』(福井県郷土誌懇談会、昭和五六年)、『福井県史』通史編5、近現代一(福井県、平成六年)も、福井県政界の動向を分析する中で杉田定一を取り上げている。

(9) 大阪経済大学日本経済史研究所編『杉田定一関係文書目録』(大阪経済大学図書館、平成一九年)。本稿での「杉田定一関係文書」の史料番号は同目録による。

(10) 江村栄一『自由民権革命の研究』(法政大学出版社、昭和五九年)二四九頁、「自由民権革命と激化事件」(『歴史学研究』第五三五号、昭和五九年)九頁。

(11) 安丸良夫「民衆運動における『近代』」(安丸良夫・深谷克己校注『日本近代思想大系21 民衆運動』、岩波書店、平成元年、のち安丸良夫『文明化の経験―近代転換期の日本―』、岩波書店、平成一九年、に所収)の「三『激化』の系譜」。

(12) 杉田定一『経世新論』は国会図書館所蔵。後に雑賀博愛「杉田鶉山翁(鶉山会、昭和三年)に収録された。売捌所として大阪の柳原喜兵衛と福井の酒井安兵衛に加え

て、玄洋社幹部である福岡の林斧助の名前が挙がっている点が注目される。

(13) 「民権Ⅱ国権」型ナシヨナリズムについては、安丸良夫「明治一〇年代の民衆運動と近代日本」(『歴史学研究』第六三八号、平成四年、のち安丸良夫前掲書に所収)Ⅲ―1によっている。

(14) 松岡傳一「幻視の革命―自由民権と坂本直寛―」(法律文化社、昭和六一年)補論(二)、坂野潤治前掲論文七六―七七頁、前掲拙稿二三―一四頁。

(15) 国会期成同盟第二回大会前後においても、民権運動内部に実力行使論が伏在していた点については、安丸良夫前掲「民衆運動における『近代』」註(1)参照。

(16) 田岡嶺雲『数奇伝』(玄黄社、大正元年)五四―五八頁。また、福井県文書館蔵坪田仁兵衛家文書九一九五として、立憲政党による『経世新論』摺出し計画に関する断簡が存在するが、実態は不明である。

(17) 前掲「杉田鶉山翁」四八七―四九〇頁。国会期成同盟本部報「ハノ第九報」によれば、国会期成同盟内に杉田への扶助法適用を求める意見があったが、上告中であり、国会開設運動中の事故ではなく著述への弾圧であることから慎重論が出て、暫時見合わせとなった。その後、「ハノ十五報」では、上告が棄却されたため扶助法の適用が提起されている。なお、「ハノ第十八報」に掲載されている「七月十五日以来来訪人」の中に杉田の名前があり、明治一四年七月一五日から九月一四日の間に一度

杉田が上京して国会期成同盟本部を訪ねていることが判明する(以上、江村栄一『櫻鳴社憲法草案』の確定および『国会期成同盟本部報』の紹介)『史潮』第一一〇・一一一合併号、昭和四七年)。

(18) 江村栄一前掲書二四八頁。この時の自由党常議員等の会合については、国会図書館憲政資料室蔵「憲政史編纂会収集文書」中の「自由党ノ警察署へ召喚サレタル実況」(安丸良夫・深谷克己校注前掲書Ⅲ―32番史料)参照。

(19) 福井県文書館蔵荻野八左衛門文書八九「立憲政党内簿」(明治一五年一〇月一〇日現在)による。立憲政党内簿による若狭・越前への巡回遊説と、それを受け止めた若狭・越前側の動向および入党者に関しては、池内啓前掲書一〇七―一八頁、同『自由党員名簿』と『立憲政党内簿』(福井県分)〔町田市立自由民権資料館編『自由民権』第二二号、町田市教育委員会、平成二〇年)に詳しい。

(20) 「若越の記(前号の続)」〔日本立憲政党内簿〕明治一五年七月二七日付)、「若越の記(第三)」〔同紙同年七月三〇日付)。

(21) 「若越の記(第四)」〔同紙同年八月三日付)。

(22) 立憲政党内簿の設立経緯やその主張については、原田久美子「関西における民権政党内簿の軌跡―立憲政党内簿―」〔歴史評論〕第四一五号、昭和五九年)、竹田芳則「立憲政党内簿の展開と近畿の自由民権運動」〔ヒストリア〕第一〇七号、昭和六〇年)、同「大阪における自由民権運動の宣伝活動」〔歴史科学〕第一一五号、平成元年)、同「立

憲政党内簿の憲法論と関西の自由民権運動」〔歴史科学〕第一一九三号、平成二〇年)参照。

(23) この問題は立憲政党内簿が自由党とは別に組織された点に関わる。岡山県で、小林樟雄らが結成した山陽自由党とは別に、石黒涵一郎・中山寛らが山陽立憲政党内簿を立ち上げた動きも同じ脈絡で理解できるかも知れない(岡山県史編纂委員会編『岡山県史』第十卷近代Ⅰ、岡山県、昭和六〇年、一八〇―一八四頁)。

(24) 安立又三郎は武生の酒造家。植木枝盛らとともに、明治一五年五月に開かれた酒屋会議の発起人の一人であり、当時越前国で酒税納税延期闘争を展開中であつた(遠山茂樹・佐藤誠朗校訂『自由党史』中、岩波文庫、昭和三年、第五編第六章「酒屋会議」、家永三郎『植木枝盛研究』、岩波書店、昭和三五年、第二編第二章第三節)。

(25) 『日本立憲政党内簿』明治一五年九月六日付、前掲『福井県史』通史編5、近現代一、一二四―一二五頁。

(26) 大槻弘前掲書第四章、前掲『福井県史』通史編5、近現代一、一二五―一二八頁。

(27) 明治一五年九月二二日中島信行宛杉田定一書簡草稿〔文書〕二九一八―三一二〇二)。

(28) 明治一五年九月二八日付杉田定一宛中島信行書簡〔文書〕二九一八―三一八二・一八三三)。中島は胃病に冒されて九月初旬から有馬に湯治に行っており、大阪に戻ってきたところであつた。

(29) 沢田弼については、大畑哲・佐々木徹・石倉光男・山

口匡一『山口左七郎と湘南社 相州自由民権運動資料集』（まほろば書房、平成一〇年）第一部第四章、第二章三参照。それによれば、沢田は弘化四（一八四七）年京都の生まれ。沢田を湘南社へ紹介したのも中島信行である。

- (30) 明治一五年一月二日付杉田定一宛沢田弼書簡（『文書』二九一八一―二九五二・五三）。沢田によると、北陸自由新聞社への就職を断った理由は、昨年独断で官を辞して湘南社に赴いたものの、一年で志を果たさず東京に戻ったことから、父親が地方への赴任に難色を示したためであったという。

- (31) 『日本立憲政党史新聞』明治一五年九月二二日付・一〇月七日付。

- (32) 原田久美子前掲論文六三頁、前掲『岡山県史』第十卷近代Ⅰ、一七九―一八三頁。

- (33) 『日本立憲政党史新聞』明治一五年二月二九日付。
(34) 高知県高岡郡佐川町出身の自由民権家・漢学者山本憲の関係資料は、平成一八年三月高知市立自由民権記念館に寄託され、現在整理中である（『自由のともしび』第五七号、高知市立自由民権記念館、平成一八年）。山本憲の履歴は、宮武外骨・西田長寿『明治新聞雑誌関係者略伝』（みすず書房、昭和六〇年）二九一頁、岡山での活動については、前掲『岡山県史』第十卷近代Ⅰ、一七六頁、一八二―一八三頁、三五四頁参照。

- (35) 大槻弘「北陸自由新聞社の構造分析」（同前掲書）七三

頁、前掲『福井県史』通史編5、近現代Ⅰ、一二七頁。沢田鮎來に関しては、『文書』一四一―一五、前掲『自由党史』中、三一七頁。また、滝本駒太郎については、福井に滞在していたことは間違いないが、新聞社内での役職は不明である。

- (36) 明治一五年一月二五日付永田一二宛沢田正修書簡（『文書』二九一八一―三一六二一・二六二）。

- (37) 江村栄一「自由党史研究のために―『自由党本部報道書』の紹介をかねて―」（『神奈川県史』各論編1、政治・行政、昭和五八年）所収の「史料一」、国会図書館憲政資料室蔵「伊藤博文文書」中の「板垣ノ自由新聞社改革ヲメグル政界密報」（『馬場辰猪全集』第四卷、岩波書店、昭和六三年）。こうして、いったん馬場・大石・末広は自由党に残留したが、翌年九月には三名とも自由党を脱党する。

- (38) 寺崎修『明治自由党の研究』上巻（慶応通信、昭和六二年）Ⅱ。

- (39) 『植木枝盛集』第七卷日記1（岩波書店、平成二年）三〇四頁。

- (40) 松永昌三『中江兆民評伝』（岩波書店、平成五年）一三九頁。

- (41) 同右書一四六頁。

- (42) 国会図書館憲政資料室蔵「三島通庸関係文書」四九六一―四九八（江村栄一前掲「自由民権革命と激化事件」八頁に翻刻され、その後安丸良夫・深谷克己校注前掲書にⅢ―

33番史料として収録された。

(43) 江村栄一前掲書二四八〜二四九頁。遠山茂樹『自由民権と現代』(筑摩書房、昭和六〇年)の「五 集会条例と自由党解党」も参照。

(44) 神宮文庫蔵三条実美関係文書「馬場等脱党云々前報之続」。

(45) 森山誠一前掲論文二一〜二二頁参照。

(46) 註(42)。

(47) 大槻弘前掲書でも、この時期の杉田定一の東京行については何ら触れられていない。

(48) 福井県文書館蔵坪田仁兵衛家文書一八一、明治一五年一〇月一二日付坪田仁兵衛宛岡部広会計委員書簡。

(49) 『日本立憲政党史新聞』明治一五年一〇月一四日付。

(50) 前掲『植木枝盛集』第七卷日記1、三〇四〜三〇五頁。

(51) 江村栄一前掲「自由党史研究のために」自由党本部報道書」の紹介をかねて」所収の「史料一二」。

(52) 中島信行立憲政党史総理は、明治一六年一月末に上京し、三週間ほど東京に滞在した(原田久美子前掲論文六六頁)。(このことと杉田・林の動向との関連も不明という他不い。

(53) 明治一五年一〇月三〇日付内藤魯一宛宮部襄書簡、同年一月七日付内藤魯一宛宮部襄書簡(『内藤魯一自由民権運動資料集』(知立市教育委員会、平成一二年)二〇三〜二〇四頁)。なお、宮部襄は当時自由党幹事として東京で党務の中心にいた。

(54) 56) 明治一五年一月二七日付杉田定一・長谷川豊

吉・松村才吉宛庄林一正書簡(『文書』二九一八〜二四三・四四)。

(55) 長谷川昇『博徒と自由民権―名古屋事件始末記―』(中公新書、昭和五二年、のち平凡社ライブラリー、平成七年、に収録)一二七頁。

(57) 「文書」二六一〜二九。

(58) 大槻弘前掲書七一〜七二頁。

(59) 明治一五年一月一五日付杉田定一宛長谷川豊吉書簡(『文書』二九一八〜一六八・六九)。長谷川豊吉の経歴については、池内啓前掲書七六〜八六頁参照。

(60) 前掲『自由党史』中、二四八〜二四九頁。

(61) 政党活動が一段と厳しさを増す明治一五年後半・一六年前半の自由党・立憲改進黨の概況については、大日方純夫「自由民権運動における政党の位置と活動 II 民権派中央政党の活動」(『歴史評論』第三八〇号、昭和五六年)。

(62) 『日本立憲政党史新聞』明治一五年一二月一九日付から二一日付まで掲載された。

(63) 65) 明治一五年一二月二日付杉田定一宛森脇直樹書簡(『文書』二九一八〜三一四一・四二)。

(64) 国会図書館憲政資料室蔵「憲政史編纂会収集文書」四二五「高知県下自由党目今ノ景況」(家永三郎前掲書七二九〜七三〇頁に所収)。同史料は公文別録にもあり、井出孫六・我部政男・比屋根照夫・安在邦夫編『自由民

権機密探偵史料集』(三一書房、昭和五六年)に第一部六—三番史料として収録されている。

(66) 明治一五年二月二日付松村才吉宛宮部襄書簡

〔文書〕二九一八—三一三一九・三三二〇〕。

(67) 明治一六年一月二日付杉田定一宛宮部襄書簡(文書)二九一八—三一三一九六)。

(68・70) 寺崎修「自由党幹事林包明小伝」(同『明治自由党の研究』下巻、慶応通信、昭和六二年)。

(69) 明治一五年二月二日付杉田定一宛林包明葉書〔文書〕二九一八—一一八九)。

(71) 『自由新聞』明治一五年二月二七日付・二八日付。阿部恒久「解題—著書・論稿、書翰—」(『奥宮健之全集』上、弘隆社、昭和六三年)五三〇頁参照。

(72) 『日本立憲政党史新聞』明治一六年一月一三日付。『自由新聞』同日付でも函西自由大懇親会の模様が報じられているが、政談演説会の聴衆や懇親会の出席者の人数などが異なっている。

(73) 函西自由大懇親会に高知からは山田平左衛門が出席している(前掲「高知県下自由党目今ノ景況」七二九頁)。

(74) 大槻弘前掲論文七四頁。

(75) 同右八〇—八一頁。

(76) 明治一六年一月二日付杉田定一宛長谷川豊吉書簡〔文書〕二九一八—一一七〇・七二)。

(77) 『日本立憲政党史新聞』明治一六年二月六日付・二月二五日付。

(78) 『北陸自由新聞』明治一六年一月二八日付。

(79) その後も『日本立憲政党史新聞』明治一六年二月六日付・九日付でガンペッタの死因について報じるなど、続報が相次いだ。

(80) 明治一六年一月二日付杉田定一宛長谷川豊吉書簡〔文書〕二九一八—一一七〇・七二)、『日本立憲政党史新聞』明治一六年二月九日付も参照。

(81) 明治一六年二月四日付北陸自由新聞社員宛内田甚右衛門書簡〔文書〕三〇—三七一〇・二)。武生は福井県における自由民権運動の中心地の一つである。鷗盟社は、明治一一年一月頃に武生の商工業者中の有力者が組織した学術結社に端を発し、友愛社は鷗盟社構成員の子弟を中心に設立された結社と目されている(池内啓前掲「自由党员名簿」と『立憲政党史名簿』(福井県分)。

(82) 『江南新誌』明治一六年三月一〇日付。同夜、武生では政談演説会も開かれている。なお、青木・弘瀬・安芸の三名は二月下旬から阿波・讃岐の両国を巡回し、二月二七日丸亀から乗船、大阪を経由して武生に至っている(『江南新誌』同年三月六日付)。

(83) 民権葬儀については、安丸良夫前掲「民衆運動における『近代』」四六八—四六九頁参照。

(84) 『稿本金沢市史』政治編第一、森山誠一前掲論文。註(51)。

(85) 森山誠一前掲論文二二頁。

(86) 『日本立憲政党史新聞』明治一五年二月二三日付。

- (89) 大槻弘「北陸七州有志懇親会の一考察―自由党北陸連合をめぐって―」(同前掲書)、森山誠一前掲論文。
- (90) 明治一六年一月二三日付杉田定一宛沢田平策書簡〔文書〕二九一八―三一九八・九九。同年二月三日付杉田定一宛越中高岡自由党本部結合人書簡〔文書〕二九一八―三一五五)でも、「鎮西地方ハ貴君ヨリ御照会被成下度、此段及再照会候也」と念押ししている。
- (91) 大槻弘前掲「北陸七州有志懇親会の一考察―自由党北陸連合をめぐって―」の註(29)を参照。
- (92) 明治一六年一月二八日付杉田定一宛箱田六輔書簡〔文書〕二九一八―三三八一・三三八二)。
- (93) 明治一六年一月二九日付杉田定一宛武富時敏書簡〔文書〕二九一八―三三六四・三三六五)。
- (94) 明治一六年二月五日付杉田定一・松村才吉宛内藤魯一書簡〔文書〕二九一八―三三一五〇・一五一)。
- (95) 実際、まもなく内藤魯一は上京して、四月に開かれた自由党定期大会で中心的役割を果たし、常議員に選出されている(前掲『自由党史』中、二三三―二三六頁)。
- (96) 註(64)。
- (97) 『江南新誌』明治一六年二月二七日付。
- (98) 国会図書館憲政資料室蔵「三島通庸関係文書」四九六―二四「板垣留守中土佐人探偵書」。
- (99) 明治一六年二月八日付杉田定一宛池松豊記書簡〔文書〕二九一八―二一八五・八六)。
- (100) 原田十衛は、文久元(一八六一)年の生まれ。熊本県

- 士族で中江兆民の仏学塾に学ぶ。西南戦争の際には熊本隊で参戦している(水野公寿「士族民権結社の展開過程―熊本相愛社の場合―」、熊本近代史研究会編『近代における熊本・日本・アジア』、平成三年、所収、二〇〇頁)。自由通信社主筆などを経て、のち文部・司法・大蔵の各大臣秘書官を務め、明治四一年には東京市助役となる。立憲政友会に属し、第一〇回総選挙から連続当選七回(衆議院・参議院編『議院制度百年史』衆議院議員名鑑、平成二年)。
- (101) この点では、猪飼隆明「熊本の自由民権運動」(自由民権百年熊本県民集会実行委員会、昭和五七年)六五―六六頁、上村希美雄「宮崎兄弟伝」日本篇(上)(葦書房、昭和五九年)二七九―二八一頁、水野公寿前掲論文二〇二―二〇五頁、新熊本市史編纂委員会編『新熊本市史』通史編第五卷近代I(熊本市、平成一三年)八二二―八二三頁(猪飼隆明執筆)いずれも、ほぼ共通した評価をしている。
- (102) 『自由新聞』明治一六年二月九日付。
- (103) 明治一六年二月一七日付杉田定一宛鎌原幸二書簡〔文書〕二九一八―一六六・六七)。
- (104) 姫路市史編集専門委員会編『姫路市史』第五卷上、近代1(姫路市、平成二二年)四六三―四六四頁。同書によれば、鎌原幸二は二六歳であったために罪一等を減じられたとあるが、その年齢を俄かには信じ難い。
- (105) 明治一六年一月二四日付杉田定一宛長谷川豊吉書簡

- (106) 「文書」二九一八一―一七〇・七一)。
- (107) 『北陸自由新聞』明治一六年一月二八日付広告欄。
- (108) 『日本立憲政黨新聞』明治一六年三月一五日付広告欄。
- (109) 立憲政黨の解党については、原田久美子前掲論文参照。
- (110) 沢田鮎來は、杉田定一の詩集『窮愁一適』の序や評言の取り纏めに当たっただけでなく、定一の親族の同志社入学について仲介の労をとっている(「文書」一四一九―一七一、二九一八一―三二二九三、二九一八一―二二二六、一四一八―四四一)。池内啓前掲書二二六―二二八頁参照。
- (111) 明治一六年二月一三日付杉田定一宛八木原繁祉書簡(「文書」二九一八一―三一七・一七二)。
- (112) 明治一六年三月九日付杉田定一宛前田兵次・宮部襄書簡(「文書」二九一八一―三二一〇五・二〇六)。
- (113) 明治一六年二月二六日付杉田定一宛中島信行書簡(「文書」二九一八一―三一五・一五七)。
- (114) 明治一六年二月二日付岡部広・松村才吉宛加藤平四郎書簡(「文書」二九一八一―三二七六・三七七)。
- (115) 明治一六年二月二四日付杉田定一宛小林樟雄書簡(「文書」二九一八一―三一七三・一七四)。この弾圧事件については、遠山茂樹前掲書一三六―一三七頁参照。
- (116) 小林樟雄については松尾貞子「小林樟雄小論」(大阪事件研究会編『大阪事件の研究』、柏書房、昭和五七年)があるが、明治一五年後半から一六年にかけての小林の動静に関しては不明の点が多く、本書簡はその意味でも価値がある。
- (117) 「北陸七州有志大懇親会出席員名簿」(「文書」三六一―四一一)。
- (118) 森山誠一前掲論文。
- (119) 長谷川豊吉の官吏侮辱事件に関しては、森山誠一前掲論文二九―三〇頁、前掲『福井県史』通史編5、近現代一、一三一―一三二頁参照。
- (120) 大槻弘前掲書一七三頁。
- (121) 「北陸自由新聞社明治16年総会関係書類綴」(「文書」二九一七)。
- (122) 前掲『福井県史』通史編5、近現代一、一三二頁。
- (123) 池内啓前掲書「IV 窮愁一適」。
- (124) 前掲『杉田鷄山翁』五四〇頁。
- (125) 第四章でも述べたように、杉田定一はこの自由党定期大会には出席できなかった。しかし、常議員選挙では、茨城・福井・岡山・島根からは後日各一名を選ぶことになった。福井県の場合、恐らく欠席した杉田定一を想定して、こうした措置が取られたと思われる(前掲『自由党史』中、二二六頁)。
- (126) 国会図書館憲政資料室蔵「三島通庸関係文書」四九六―一二二「明治一六年自由党定期大会ノ景況」(江村栄一前掲『自由民権革命と激化事件』九頁に収録)。

(いつか かずゆき・大阪大学大学院文学研究科准教授)